

これまでの検討会の主な意見と対応箇所

① 下水道事業者が行う栄養塩類の増加は、必須なものという言い方ではなく、関係者から求められているので可能な範囲で検討を進めていくような位置づけが妥当と思う。

【対応記載箇所】

2.8 関係機関等との調整・連携体制等

4.3 排出目標値の設定

② 下水道事業者が能動的運転管理の導入を検討する際は、関係者全体の議論を行わないと、地域の中で合意形成に至らないと考える。

【対応記載箇所】

2.8 関係機関等との調整・連携体制等

③ 佐賀市においては平成 19 年から取り組みを行っているが、運転管理条件の試行錯誤の期間が 4 年ほどかかっている。また、流総計画の見直しにより排出できる濃度も若干変わったため、施設の運転方法も若干見直しを行った。試行期間にはそういった流動的な部分があって、かなりの期間を要することに留意する必要がある。

【対応記載箇所】

2.9 検討フロー

④ 季節別運転の導入にあたって課題を抱えている自治体、あるいは季節別運転の導入を躊躇している自治体を対象にして課題の洗い出しを行い、その課題をいくつかのパターンに分類したうえで、そのパターン毎に対応策を提示することで、自治体にとって有益な資料となることが期待できる。

【対応記載箇所】

4.1 栄養塩類増加手法の種類と特徴

4.2 栄養塩類増加手法の選定

5.5 水質悪化時の対応方針の検討

⑤ 能動的運転管理は、自治体にとっては非常にハードルが高い施策であることから、それに自治体に取り組むために、どのような手順が必要かを明瞭に示す必要がある。また、行政として行うためには、その要請について公的機関の中でオーソライズする必要がある。

【対応記載箇所】

2.8 関係機関等との調整・連携体制等

2.9 検討フロー

⑥ 下水道管理者に過度の期待がかからないようにする必要がある。海域の栄養塩類の増加に係る能動的運転管理以外の取組についても記載して頂きたい。

【対応記載箇所】

2.8 関係機関等との調整・連携体制等

⑦ 栄養塩類排出目標値は、下水道管理者自らが設定するものではなく、環境部局等が定めるものと理解している。

【対応記載箇所】

4.3 排出目標値の設定

⑧ 要望の種類や必要な時期だけでなく、アンモニア態窒素、硝酸態窒素などの形態と、その科学的な根拠を求めることの記載が必要。

【対応記載箇所】

2.8 関係機関等との調整・連携体制等

(以下、形態に関する認識や知見記載)

2.4 効果

2.7 栄養塩類増加手法の概要

4.2 栄養塩類増加手法の選定

⑨ 排出目標値は、年平均とか期間平均といった運転管理がしやすいような形で設定することが考えられる。

【対応記載箇所】

4.3 排出目標値の設定

⑩ 放流水質の管理値は、栄養塩類を増加することで水質の振れ幅が大きくなることを考えて設定する必要がある

【対応記載箇所】

5.3 放流水質管理値の設定

⑪ 栄養塩類の増加手法について、事例がない場合も理論（効果）と確認が必要な事項を示した方がよい。

【対応記載箇所】

4.1 栄養塩類増加手法の種類と特徴

5.4 運転指標管理値の設定

⑫ 放流先の海域での効果をどのように評価するかを一義的に定めることは難しいため、評価する必要がある場合は、当該水域の漁業関係者やその他の水利用者の意見を踏まえて協議会で十分な検討を行った上で運転管理にフィードバックするような記述とした方が、本ガイドラインを使用する下水道管理者が活用しやすいと考えられる。

【対応記載箇所】

2.8 関係機関等との調整・連携体制等

2.9 検討フロー

7.2 放流先のモニタリング